

大学が保管する特定遺骨等の返還に関する手続の詳細について
(意見のまとめ)

平成28年3月30日

大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する検討会

大学が保管する特定遺骨等の返還に関する手続の詳細について (意見のまとめ)

本検討会における検討の経緯

- 大学が保管するアイヌ遺骨及びその副葬品のうち、特に、個人が特定されたアイヌ遺骨等（「特定遺骨等」）について、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」に基づく詳細に関し、有識者による検討会を設置し、具体的な検討を行った。
- 本検討を受けて、**各大学は具体的な取組を加速することが求められる**とともに、**文部科学省は返還の促進に向けて、広範かつ積極的な関与、協力を行っていくことが必要である**。これを契機に、**広く我が国の先住民族政策におけるアイヌ、国、大学、その他関係者間の協力体制がさらに強固なものとなること**を強く望むものである。

I 返還に向けた手続等の詳細について

- (1) 返還に関する事務を行う組織の明確化
- (2) 情報公開
 - 特定遺骨等の情報公開にあたっては、遺族等のプライバシーを尊重。
 - 特定遺骨等に関する情報公開の内容
 - i) 発掘・発見された時期、ii) 発掘・発見された場所、iii) 性別、推定年齢、iv) その他参考事項とする。**特定遺骨の個人名については、個人情報やプライバシーの保護の問題が生じる可能性を排除できず、公開しない。**
 - 情報公開の手段及び公開期間：ホームページにおける公開や各大学、自治体や北海道アイヌ協会、道外の交流施設などにおける閲覧。当面、集約までの間、情報公開。
- (3) 返還手続
 - 該当する特定遺骨等の存否確認等の受付
 - 申請方法については、返還申請者の利便を考慮し、多様な方法で行う。
 - 返還申請があった場合、期間を定めて、競合する申請を受け付ける旨、周知を行う。
 - 申請があった場合、その旨を周知し、期間を定めて競合申請を受付
 - 祭祀承継者の確認に当たっては、公的書類を基本とし、家系図、DNA鑑定が実施された場合はその結果も含め**総合的に考慮**。判断基準としては、**祭祀承継者であることに一定の合理性が認められれば祭祀承継者としてすることが適切。**
- (4) 返還に係る合意
 - 各大学と祭祀承継者との遺骨返還に関する合意の各事項を書面で定める。
- (5) 返還に伴って生じる費用の大学が負担する範囲
 - 費用負担に関し、**各大学は、申請や特定遺骨等の返還に必須となる費用を負担。**
 - **大学は、場合によっては必要となる費用（DNA鑑定など）についても負担する。**
 - 他方、申請者側の事情（競合時の祭祀承継者の決定）による費用は、申請者側で負担。
- (6) 第三者委員会の設置
 - 各大学や返還申請者などから客観的・中立的な立場で専門的知見を有する者が、各大学の求めに応じ、ガイドラインや本意見のまとめで示されている方針に基づき技術的助言を行う委員会を設置。アイヌ、法律家、DNA鑑定専門家、先住民族政策専門家等から構成。
 - 返還手続に対するアイヌの信頼を確保するため、**共通の委員会を文部科学省に設置。**
 - 申請者に不利益となる場合や慎重な対応が必要となる場合において大学が助言を求める。特に、DNA鑑定を実施する場合、鑑定結果も踏まえた助言を受ける。
- (7) 留意事項
個人情報の適切な取扱い、真摯かつ丁寧な問い合わせ対応、道外居住者への配慮など。

II DNA鑑定の可能性・実効性について

- 「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を先行事例として、参考とすることを基本方針としつつ、本件に適合した方法について、検討。

1. DNA鑑定の実施についての基本的考え方

- (1) 特定遺骨返還のためにDNA鑑定を実施することについて、**アイヌ関係者から構成される団体に対し、十分に説明し、その理解を得ること**
- (2) 遺骨の身元を推定できる資料（関係資料等）から、本人及び関係ご遺族を一定程度推定できること
- (3) 祭祀承継者が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している血縁者から了解を得られた上で検体が提供されること
 - ※ その際、複雑な血縁関係のDNA鑑定には一定の限界があり、事例によっては血縁関係の推定のための有力な情報とならない場合があること等について、関係者に十分な説明を行う必要がある。
- (4) 遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できること

2. 鑑定試料

- 原則として歯を用いる（歯が利用できない場合はDNAを回収しやすい骨の一部）

3. 鑑定方法

- 遺族の家族構成などに応じて、複数の手法から、有用な情報が得られる可能性のある検査方法を選択。

4. 鑑定結果の解釈

- 常染色体多型の検査で、一般的に応用されている、99.8%の確率を基準または参考として、血縁関係を推定する。

5. 鑑定実施にあたっての課題

(1)コンタミネーションの回避

- 特定遺骨は不特定の人による汚染がすでに存在する可能性が考えられるため、DNA抽出操作前の汚染の除去に特に留意。

(2)結果の判断

- 仮に真の血縁であっても99.8%に達しないため判断が困難になる場合が多くなったり、**血縁関係の否定材料としては利用できるが、肯定材料としては有用度が低くなるなどの課題も考えられる。**

6. 特定遺骨を保管する大学及びDNA鑑定機関が遵守すべき事項

- ・ 遺骨の検体を尊厳を持って丁寧に扱う
- ・ 遺骨及び遺族の情報は大学側が管理し、遺骨及び遺族側の資料は匿名化後、検査機関等に渡される
- ・ 本DNA鑑定では 指定された多型を解析
- ・ DNA鑑定結果は判定結果のみを通知。遺族から希望がある場合には、判定に使用した方法及び判定根拠を持って説明。
- ・ 遺骨及び遺族のDNA検体は返還事業完了後、適切に処理。

※ 実際の鑑定を進める中で、想定されていない事態や新たな知見が生じた場合は、その都度専門家だけでなく、アイヌの人々も交えた検証を行い、必要な検討を行う。

III 今後の検討課題

- 次年度以降は個体が特定されていない遺骨の特定に係るDNA鑑定等科学的手法を活用することの実効性・可能性などについて検討。
- 今後、想定しなかった事態や課題が生じた場合や、新たな知見が得られた場合は、文科省は、関係大学と連携をとりながら遺骨の返還に向け、引き続き必要な検討を行う。

大学が保管する特定遺骨等の返還に関する 手続の詳細について（意見のまとめ）

- 大学が保管するアイヌ遺骨及びその副葬品（以下、「遺骨等」という。）については、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告及び「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進作業部会）などで示された方針にのっとり、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条文を参照しつつ実施される国の先住民族政策の一環として、アイヌの精神文化の尊重の観点から、最大限の返還を行うこととされている。
- 遺骨等のうち、個人が特定されたもの（以下、「特定遺骨等」という。）については、上記「基本的な考え方について」において示された方針を踏まえ、各大学において祭祀承継者への返還を進めることとされている。また、祭祀承継者への返還の具体的手続については、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月2日内閣官房内閣審議官、文部科学省高等教育局長、文部科学省研究振興局長）（以下、「ガイドライン」という。）に基づくこととされているが、返還手続に係る詳細に関しては、ガイドラインで、文部科学省において検討を行うものとされている。
- このため、アイヌの人々、法学者、法医・歯学者、マスコミ関係者などの有識者による本検討会が平成27年5月に設置され、ガイドラインに定める手続の詳細について、検討を行ったところである。
- 特定遺骨等を保管する大学（以下、「各大学」という。）においては、今後、本検討会の意見のまとめを踏まえ、祭祀承継者への返還に向けた具体的な取組を加速していただくことが求められ、文部科学省においても、引き続き、大学の遺骨等の返還に向けた取組が促進されるよう、広範かつ積極的な関与、協力を行っていくことが必要である。
- 今般の返還手続の整備を契機に、遺骨等の返還に限らず、広く我が国の先住民族政策におけるアイヌ、国、大学、その他関係者間の協力体制がさらに強固なものとなることを強く望むものである。

I 特定遺骨等の返還手続の詳細について

1. 返還に向けた手続等の詳細について

特定遺骨等を保管する各大学においては、返還の申請から祭祀承継者への引き渡しまでの過程について透明かつわかりやすいものとなるよう、学内規程等を整備することが必要である。その際、特に留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 返還に関する事務を行う組織

- 返還の実施に係る体制の確保の観点から、返還手続を担う組織及び人的体制を整備することが考えられる。具体的には、特定遺骨等の返還に関する事務を行う学内組織や、当該組織が行う事務の具体的な内容（特定遺骨等の情報公開業務や返還申請への対応など）について明確にすることが望まれる。

(2) 情報公開

- 特定遺骨等の返還申請の前提となる特定遺骨等に係る情報公開については、特に、以下の3点について留意すべきである。

① 特定遺骨等の情報公開に関する基本的な考え方

- 特定遺骨等の情報公開にあたっては、特定遺骨等に係る遺族等のプライバシーを尊重することが不可欠である。

② 特定遺骨等に関する情報公開の内容

- 特定遺骨等に関し、情報を公開する具体的な内容としては、ガイドラインにおいて示されている i) 発掘・発見された時期、ii) 発掘・発見された場所、iii) 性別、推定年齢、iv) その他参考事項とする。なお、特定遺骨等の個人名については、公開することにより、現在生存する遺族等の個人情報やプライバシーの保護の問題が生じる可能性を排除しきれず、公開しない取扱いとすることが適当である。

③ 情報公開の手段及び公開期間

- 情報公開の手段としては、ホームページ（各大学及び文部科学省）における公開のほか、各大学における公開、当該情報の周知について協力を求める自治体や北海道アイヌ協会などにおける公開なども考慮される必要がある。また、北海道以外に在住するアイヌの人々への便宜を図る観点から、道外の交流施設などでの公開も考えられる。
- 公開期間については、各大学において特定遺骨等の返還が継続されている間は、公開することが考えられる。

(3) 返還手続

- 情報公開を受け、返還を希望する者からの具体的な申請プロセス等について、具体的

には、以下の5点について、手続に関し留意すべきと考えられる。

① 該当する特定遺骨等の存否確認等

- 特定遺骨等の個人名を公開しないものの、その返還を促進する観点から、当該遺骨について、自らを祭祀承継者とする者からの、該当遺骨の存否確認を行うプロセスを設ける。存否確認に当たっては、祭祀承継者が想定する遺骨の個人名と、各大学が保管する遺骨の個人名を照合するものとするのが考えられる。なお、存否確認に当たっては、各大学において祭祀承継者とする者からの事前相談に適時応じることとし、個人名が完全には一致しないものの、特定遺骨等との関連性が否定されないような結果の場合には、その旨を祭祀承継者に明示した上で、返還申請のプロセスを進めることも考えられる。

② 返還申請の手続

- 申請は書面（電磁的方法で申請する場合は、書面に記載すべき内容を記録した電子ファイル等）によって行うものとする。
- 申請方法については、返還申請者の利便を考慮し、
 - i) 郵送
 - ii) 電磁的方法（インターネットによる受付、電子メールなど）
 - iii) F A X
 - iv) 窓口における直接の受付など、可能な限り多様な方法で行うものとする。
- 申請にあたって必要な書類については、
 - i) 返還申請者の本人証明に係る書類（加えて、代理人による申請の場合は委任状及び代理人の本人証明に係る書類）
 - ii) 返還請求者が当該遺骨の祭祀承継者であることを示す原戸籍謄本、除籍謄本、戸籍謄本
 - iii) 家系図
 - iv) その他、返還請求者が当該遺骨の祭祀承継者であることを示すのに適当な書類の提出を求めるほか、本人との連絡にあたって必要な情報についても記載を求める。
- 申請にあたって、祭祀承継者の確認にあたり必要な範囲で、第三者委員会の有識者などの第三者が、記載された個人情報に限定的に確認することがあり得ることから、予め申請者からその同意を得るものとする。

③ 競合する申請の取扱い

- ある遺骨について返還申請があった場合、その事実について、(2)の特定遺骨等の情報周知の方法等に準じて公開することが考えられる。その際、期間を定めて、競合する申請を受け付ける旨、周知を行う。
- 祭祀承継者である可能性の確認を行った上で、複数の競合する申請があった場合の祭

祀承継者の決定方法についても明記する。具体的には、

- i) 当事者同士の同意による決定
- ii) 家庭裁判所の判断による決定

によって行う。競合申請の際の当事者の調整を図る観点から、予め当事者の了解を得た上で、競合申請を行っている相手方に関する情報を提示するものとする。

④ 祭祀承継者の確認

- 提出された資料などを総合的に勘案して、申請者が祭祀承継者であることを確認する。
確認にあたっては、まずは公的書類による確認を基本とするが、公的書類だけでは十分でない場合には、家系図、その他の申請者が提出する関係資料、さらにDNA鑑定が行われた場合には、その結果も含め、総合的に考慮することが考えられる。その際、先住民族にその遺骨等を返還することが世界的な潮流になっている中、遺骨等との関係を示す証拠の収集が困難である場合があることなどを踏まえて、祭祀承継者であることに一定の合理性が認められれば、祭祀承継者であることが適切である。

⑤ 異議申立て

- 各大学は上記のプロセスを経て、当該申請者が祭祀承継者であることが確認できない場合において、一定期日以内の間、当該申請者からの異議申立てを受け付けるものとする。
- 仮に異議申立てがあった場合、各大学は、(6)に述べる第三者委員会に助言を求めた上で、申請者が祭祀承継者であるかどうかを確認する。

(4) 返還に係る合意

- 各大学と祭祀承継者との遺骨返還に関する合意については、書面において行うこととする。契約書面においては、
 - ① 返還対象となる遺骨等の詳細
 - ② 引き渡し場所
 - ③ 引き渡し日時
 - ④ 引き渡し方法
 - ⑤ 費用負担を必ず定めるものとする。

(5) 返還に伴って生じる費用の大学が負担する範囲

- 費用負担に関し、各大学は、各大学への申請や特定遺骨等の返還に必須となる費用を負担する。具体的には、i) 特定遺骨等と本人の関係を示すのに必要な公的書類（本人証明の書類あるいは戸籍謄本や除籍謄本等）取得のための諸費用、ii) 申請手続に係る問い合わせに係る電話連絡や申請書類の送付に係る費用、iii) 返還に係る申請者と大学の間の文書の作成にあたっての費用（旅費、公正証書作成費用）、iv) 大学による遺骨

の搬送費用などが想定される。存否確認のプロセスにおいて、申請に先立って、上記の費用が生じた場合も同様とする。

- そのほか、大学は、申請や返還に必須ではないが、場合によっては必要となる費用を負担することが考えられる。例えば、DNA鑑定が必要な場合における鑑定費用や祭祀承継者が遺骨の受入れ等を検討するために遺骨の現認が必要な場合の費用についても、負担することが考えられる。このほかにも費用が必要となることも考えられるが、これらについては、個別のケースに即して大学と申請者の間で費用負担の在り方を協議することが適当である。
- 他方、申請者側の事情により必要となる費用については、申請者側において負担を求めるものとする。具体的には、祭祀承継者の決定に係る費用（競合申請時における遺族等内の協議を行うための旅費、家庭裁判所への申立に係る費用等）が想定される。
- なお、仮に、返還申請者が祭祀承継者と認められなかった場合において、上記に係る諸費用の負担を返還申請者に求めることは、返還申請を萎縮させ、返還促進を目指す本手続の趣旨に合致しないことから、これらについても、上記と同様の取扱いとすることが適当である。存否確認の結果、特定遺骨等との関連性が否定された場合においても、同様の取扱いとする。

(6) 第三者委員会の設置

- 各大学の求めに応じ、ガイドラインや本意見のまとめで示されている方針に基づき、広範かつ、客観的・中立的な立場で技術的・多角的助言を行うため、専門的知見を有する者から構成される委員会を設置する。
- 返還手続に対するアイヌの人々の信頼を確保するため、第三者委員会は個別の大学に設置するのではなく、一つの共通の委員会として文部科学省が設置・運営するものとし、アイヌの人々、関係大学は各々の立場からその運営に協力する。
- 各大学は、第三者委員会に対して、その正確かつ慎重な手続を確保する観点から、i) 申請者が祭祀承継者であると確認できない場合、ii) 競合申請がある場合、iii) 複数の要素による総合的な確認が必要な場合など、申請者に不利益となる場合や慎重な対応が必要となる場合において大学が助言を求めるものとする。また、DNA鑑定を実施した場合、各大学はDNA鑑定の結果を第三者委員会に提出し、鑑定結果も踏まえた助言を受けものとする。
- 「第三者委員会」を構成する委員として、i) アイヌ文化を継承する者、ii) 法律家（親族・相続法制、国際法に知見を有する者など）、iii) DNA鑑定についての専門家、iv) 先住民族政策に知見を有する専門家などが考えられる。なお、構成員については、事案に応じて、適宜追加することが想定される。
- 第三者委員会において指摘された、返還手続における課題等については、返還手続の改善に向け、文部科学省において迅速に検討するものとする。

2. その他留意すべき事項

- 特定遺骨等の返還に関する手続において取得する個人情報、特に適切な取扱いが求められるものであることに鑑み、当該情報は、その漏えいの防止のために厳格に保護されるべきである。
- 具体的な返還申請（存否確認を含む）以前に、返還を希望する者からの、特定遺骨等の返還に関する問い合わせについて、大学は真摯かつ丁寧に対応することが求められる。また、各大学において、返還プロセスについて、フロー図などを用意するなど、申請をしようとする者にわかりやすい形で、情報を提供するよう心がけるべきである。特に、用いる用語については、「祭祀承継者」などの法令用語にとらわれず、関係者にわかりやすい用語とすべきである。
- 申請者が、当該出土地域以外、特に北海道外に在住している場合があることも想定し、これらの者にとっても利用しやすい仕組みとすべきである。

Ⅱ 特定遺骨を確実に返還するためのDNA鑑定の可能性・実効性について

1. DNA鑑定の実施についての基本的考え方

○ DNA鑑定を行う条件については、厚生労働省の戦没者遺骨におけるDNA鑑定の考え方を参考にしつつ、本件が我が国の先住民族政策の一環であることを踏まえ、以下の様に考えることとする。

- ① 特定遺骨返還のためにDNA鑑定を実施することについて、アイヌ関係者から構成される団体等に対し、十分に説明し、その理解を得ること
- ② 遺骨の身元を推定できる資料（関係資料等）から、本人及び関係ご遺族を一定程度推定できること
- ③ 祭祀承継者が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している血縁者から了解を得られた上で検体が提供されること
※ その際、複雑な血縁関係のDNA鑑定には一定の限界があり、事例によっては血縁関係の推定のための有力な手段とならない場合があること等について、関係者に十分な説明を行う必要がある。
- ④ 遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できること

【参考：戦没者遺骨のDNA鑑定を行う条件（抄）】

戦没者遺骨のDNA鑑定を行う条件は主として次のとおりである。

- (1) ご遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料等）から、戦没者及び関係ご遺族を相当程度の確率をもって推定できること
- (2) ご遺族がご遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- (3) 収容したご遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できること
戦没者慰霊事業の実施状況（平成27年8月7日厚生労働省報道発表資料）から抜粋

2. 鑑定試料

○ 戦没者遺骨のDNA鑑定実施例にならい、遺骨のDNA鑑定用の検体は原則として歯を用いる。

※ なお、歯を選択する理由としては以下の点が上げられる。

- ① 歯を使用することの利点は、多くの骨と比較し、構造上、内部が外界の影響を受けにくく、DNAが回収され易いと考えられること。
- ② 検体の処理に当たり、骨を使用するより、回収後に対象に触れた人によるコンタミ

ネーションを除去しやすいと考えられること。

- ③ DNA抽出のための資料の前準備が容易で、骨より術者によるコンタミネーションを起こしにくいこと。

※ その際、できる限り頭部正面観に影響の少ない部位を選択する。

- 歯が利用できない場合は骨の一部を使用することとし、残された骨の状態を見た上で、できる限りDNAを回収し易いと思われる骨の一部を利用する。

※ 遺骨の鑑定で検査後に残った遺骨検体については、遺骨の返還に至った際、可能な限り遺骨とともにお返しする。

3. 鑑定方法

- 基本的に厚生労働省で行われている鑑定方法に準拠することとするが、アイヌ遺骨については、比較対象の遺族と数世代離れた関係の比較になることが予想されるところから、以下のように対応する。

- 常染色体STR検査に加え、事案に応じて、ミトコンドリアDNA、Y染色体STR、X染色体STRなどの利用を考えながら、有用な情報が得られる可能性のある多型検査を選択して実施することとする。

(1) 常染色体STR

現在広く使用されているDNA鑑定方法で、DNAの繰り返し数に個人差があるため、数字で型が表示される。男女の違いに左右されず、頻度データも充分であるところから、原則として本法は必ず応用する。

(2) ミトコンドリアDNA

女性を介して同じ型が伝わっていくため、遺伝関係として比較に必要なケースでは応用する。

(3) Y染色体STR

男性を介して同じ型が伝わっていくため、男性の系統が遺伝するケースでは必ず応用する。

(4) X染色体STR

男女の伝え方が異なり、男性は女の子供のみに同じ方を伝え、女性は2本のX染色体のうち一方の一部または全部を男女の子供に伝えるため、血縁関係の状態により、役立つ可能性がある場合には応用する。

4. 鑑定結果の解釈

- DNA多型検査結果に基づく血縁関係の推定は、一般的に常染色体多型（ここでは常染色体STRに相当）の検査結果について、血縁関係を肯定できる確率の計算と、得られた確率値の解釈に基づいて行われてきている。
- 戦没者遺骨のDNA鑑定でも Hummel の「父権肯定確率の評価基準」の「99.8%以上＝父と判定してよい」との解釈に基づいて、日本人の常染色体STRデータを用いて計算された 99.8%の値を下限とする判断で進められてきたことから、この確率を基準として、血縁関係の推定に応用する。

（参考）Hummel による父権肯定確率の評価基準

父権肯定確率	評価	尤度比
99.8%以上	父として判定してよい	500 以上
99%～99.8%	極めて父らしい	100～500
95%～99%	非常に父らしい	20～100
90%～95%	父らしい	10～20
10%～90%	父かどうかわからない	1/10～10
5%～10%	父らしくない	1/20～1/10
1%～5%	非常に父らしくない	1/100～1/20
0.2%～1%	極めて父らしくない	1/500～1/100
0.2%以下	父でないと判定してよい	1/500 以下

5. 鑑定実施にあたっての課題

（1）コンタミネーションの回避

- 特定遺骨は不特定の人による汚染がすでに存在する可能性が考えられるため、DNA抽出操作前の汚染の除去に特に留意する。
- 歯を検査試料として利用することは、ヒトによる汚染を取り除きやすく、この目的のために大きな利点になる。
- 一方、骨を試料とした場合は、ヒトDNAの除染の必要性が高いと思われることと、

現状のヒトDNAによる汚染の程度の把握、ヒトDNAの除染法の効果などが明らかでないため、これらに関する検査を追加する必要性が出てくることもありうる。

(2) 結果の判断

○ 特定遺骨の返還におけるDNA鑑定に特有な、以下のような結果の判断についての課題も考えられる。

- ・ 仮に真の血縁であっても99.8%に達しないため判断が困難になる場合が多くなったり、血縁関係の否定材料としては利用できるが、肯定材料としては有用度が低くなるなどの課題も考えられる。
- ・ その中でY染色体STRの一致する血縁関係については、利用可能な場合には多型の検査を拡大するなどの方法が有用となる可能性もある。また、血縁関係によってはX染色体STRの利用が考えられるが、やはりアイヌ集団における出現頻度のデータが無いため、応用した場合、判断に苦慮する可能性も考えられる。

6. 特定遺骨を保管する大学及びDNA鑑定機関が遵守すべき事項について

○ 他の論点と同様に、戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書を参考としつつ、特定遺骨を保管する大学及びDNA鑑定機関が遵守すべき事項は以下の取扱いとする。

- ・ 遺骨の検体を尊厳をもって丁寧に扱うこと。(大学及び鑑定機関)
- ・ 遺骨および遺族の情報は大学側が管理し、遺骨および遺族側の資料は匿名化後、検査機関等に渡されること。(大学)
- ・ 本DNA鑑定では基本的に、指定された多型を解析すること。(鑑定機関)
- ・ 提供された遺骨・遺族検体及びDNA情報等は適切に管理されること。(鑑定機関)
- ・ DNA鑑定結果は判定結果のみを通知すること。遺族から希望がある場合には、判定に使用した方法及び判定根拠を持って説明すること。(大学)
- ・ 遺骨及び遺族のDNA検体は、返還事業完了後、他者に利用されたりするようなことが厳に無いよう、適切に処理されること。また、DNA情報についても、検体と帰趨を共にすること。(鑑定機関)

○ これらについては、実際の鑑定を進める中で、想定されていない事態や新たな知見が生じることも考えられることから、その都度、専門家だけではなくアイヌの人々も交えて検証を行い、必要な検討を行うことが適切である。

2 DNA鑑定を行う条件

(3) DNA情報の適切な保護及び遺族の氏名等の個人情報の保護のため、以下の事項が満たされること。

ア 本DNA鑑定では、遺骨及び遺族から抽出されたDNA情報は、遺骨を遺族に返還する目的のための身元特定のみ利用され、発現性領域や遺伝性疾患領域は分析されないこと。(このために、適切な分析キットを用いること。)

イ DNA情報は個人情報として保護されること。また、DNA情報及び遺族の残余検体は、遺骨の身元特定に必要な期間経過後に匿名化して廃棄されること。

ウ 提供された検体及び抽出されたDNA情報等は、DNA鑑定機関等において、厳正な手続と管理者の下で、適切に管理されること。

エ DNA鑑定結果は、血縁関係の肯定、否定の場合ともに、判定結果のみを通知すること。なお、遺族から希望がある場合には、判定に使用した方法及び判定根拠をもって説明することが適当である。

オ DNA鑑定を実施しようとする遺族に対して、DNA鑑定の有効性と限界及び上記ア、イ、ウ、エなどDNA鑑定の実施手続等について十分な説明がなされ、遺族（申請者、検体提供者）の署名による同意があること。

5 DNA鑑定機関等が遵守すべき事項

(1) 遺骨の検体を尊厳をもって丁寧に扱うこと。

(2) 検体は、遺骨返還を目的とするDNA鑑定のみ使用し、その他の目的に使用してはならないこと。

(3) 発現性領域や遺伝性疾患領域など、社会的に個人が不利益を被る可能性のあるローカスの分析は行わないこと。

(4) 業務上知り得た情報を漏らしてはならないこと。

(5) 匿名化された符号等により検体の管理ができる体制を整備すること。

(6) DNA情報は遺骨の身元特定に必要な期間経過後廃棄すること。また、DNA鑑定機関は、提供を受けた残余検体を、鑑定実施後速やかに鑑定委託機関（厚生労働省）に返却すること。

Ⅲ 本検討会の今後の検討課題

- 今後は、個体が特定されていない遺骨の特定に係るDNA鑑定等科学的手法を活用することの実効性・可能性などについて検討し、次年度以降、できる限り早く結論を得る必要がある。

- なお、今後の各大学における返還のための体制を整備し、実際に返還を進めていく際には、本検討会において想定していなかった事態や課題が生じたり、新たな知見が得られたりすることも考えられ、文部科学省においては、関係大学と連携をとりながら遺骨の返還に向け、引き続き必要な検討を行うことが重要である。

大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する検討会の開催状況

【大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する検討会】

第1回会合 平成27年 5月14日

- ・議事運営等について

第2回会合 平成27年11月 6日

- ・特定遺骨等の返還手続に関する諸論点について検討
- ・重点検討項目の洗出し

第3回会合 平成28年 1月15日

- ・個人情報の取扱、第三者委員会、費用の考え方について重点的に検討

第4回会合 平成28年 3月 3日

- ・中間まとめ（素案）について検討

第5回会合 平成28年 3月18日

- ・中間まとめ（案）について検討

【DNA鑑定等の在り方に関する作業部会】

第1回会合 平成27年10月 9日

- ・主査の選任
- ・DNA鑑定について主査等から発表

第2回会合 平成27年12月11日

- ・DNA鑑定の実施に係る同意の取得方法について検討
- ・DNA鑑定によって遠い血縁関係を得る方法について主査から発表

委員視察 平成28年 1月21日

- ・北海道大学及び札幌医科大学の視察を実施

第3回会合 平成28年 1月22日

- ・視察を踏まえ、各専門家委員から所見を発表
- ・現在の技術水準を踏まえた、DNA鑑定の可能性・実効性について検討

第4回会合 平成28年 2月18日

- ・これまでの検討の経過について確認
- ・DNA鑑定に係る費用等について検討

第5回会合 平成28年 3月 3日

- ・検討会への報告案について検討

大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続等に関する検討会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

(座長)

常本 照樹 北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

(委員)

阿部 一司 公益社団法人北海道アイヌ協会副理事長

大川 徳幸 北海道環境生活部アイヌ政策推進室長

加藤 忠 公益社団法人北海道アイヌ協会理事長

小谷 みどり 第一生命経済研究所主任研究員

篠田 謙一 国立科学博物館研究調整役（兼）人類研究部長

瀬口 典子 九州大学大学院比較社会文化研究院准教授

高芝 利仁 弁護士

辰井 聡子 立教大学大学院法務研究科教授

丸子 美記子 関東ウタリ会会長

溝内 健介 弁護士

水口 清 東海大学医学部客員教授

南 砂 読売新聞社取締役調査研究本部長

吉井 富夫 警視庁科学捜査研究所理事官

DNA鑑定等の在り方に関する作業部会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

(主査)

水口 清 東海大学医学部客員教授

(委員)

浅村 英樹 信州大学医学部法医学教室教授

安達 登 山梨大学医学部法医学講座教授

北川 美佐 大阪医科大学予防・社会医学講座
法医学教室技術員主事

佐藤 幸雄 公益社団法人北海道アイヌ協会主任

辰井 聡子 立教大学大学院法務研究科教授

丸子 美記子 関東ウタリ会会長

山田 良広 神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座
法医歯科学教授

吉井 富夫 警視庁科学捜査研究所理事官

特定遺骨の返還フロー

文部科学省

- ・ホームページ等における情報掲載
- ・市町村及び関係機関への情報周知依頼

情報公開の都度、報告

特定遺骨を保管する大学

(1) 情報公開（ホームページ等）※

- ・発掘・発見された時期
- ・発掘・発見された場所
- ・性別・推定年齢

(3) 存否確認の受付※※

該当なし

該当あり

(5) 祭祀承継者か否かの確認

可能性なし

可能性あり

(6) 返還請求があったことの周知及び競合する申請の受付

ホームページ等で特定遺骨等への返還請求があった旨を公開。
競合する照会を受付。

(8) 特定遺骨の引渡し

第三者委員会

(文部科学省が設置)

必要に応じて、客観性・中立性を確保する観点から、第三者委員会等を設置して意見を聴取。

【構成員の例】

- ・アイヌ文化を継承する者
- ・法制等に知見を有する者
- ・先住民政策に知見を有する者
- ・DNA鑑定の専門家 等

(5') 当該請求に関する助言

必要に応じて意見聴取

※ 「DNA鑑定等の在り方に関する作業部会」の検討を踏まえた、DNA鑑定の流れについては別紙参照。

※ 各大学において特定遺骨等の返還が継続されている間は公開

※※ 情報公開の際に遺骨の個人名は公開せず存否確認のプロセスを設ける

返還請求者

(2) 該当する遺骨の存否確認※※

(4) 請求書類及び関係資料の提出

祭祀承継者でないことの結果通知の受領

競合する申請あり

競合する申請なし

祭祀承継者の決定

- ・申請者同士による同意
- ・家庭裁判所の判断等による決定

(7) 返還の詳細について協議・合意

返還日時・場所・方法等について大学と請求者間で協議。書面をもって合意

(9) 特定遺骨の受領

特定遺骨の返還にかかるDNA鑑定のフロー

返
還
申
請
者

- ① 返還申請（鑑定の希望の有無を含む）
- ⑤ 同意・検体の提出

- ④ 同意書、採取キットの送付
（その際、当該ケースにおける鑑定の有効性についても説明）
- ⑩ 鑑定結果を踏まえた返還に関する通知

特定遺骨を保管する大学

- ⑥ 鑑定の委託、遺族・遺骨の検体の提出

- ⑦ 鑑定結果の報告、抽出後の遺骨の検体の返却

- ② 当該申請に係る鑑定の有効性に関する助言の要請

- ⑧ 鑑定結果の提出及び結果を踏まえた助言の要請

- ③ 当該申請に係る鑑定の有効性に関する助言
- ⑨ 鑑定結果を踏まえた助言

第三者委員会

DNA鑑定を実施する機関

※ 追加検査が必要な場合は、第三者委員会でその是非を検討の上、実施する。

○ 第三者委員会

- ・ 遺骨の返還の決定等に関して、各大学や返還申請者などから中立的な立場から、専門的知見を有する者が、当該組織に対して技術的助言を行う委員会（以下、「第三者委員会」）を設置（共通の委員会を文部科学省に設置）。
- ・ 各大学は、第三者委員会に対して、i) 申請者が祭祀承継者であると確認できない場合、ii) 競合申請がある場合、iii) 複数の要素による総合的な確認が必要な場合など、申請者に不利益となる場合や慎重な対応が必要となる場合において大学が助言を要請。
- ・ 特に、DNA鑑定を実施した場合、各大学は鑑定結果を踏まえた助言を受ける。

【構成員の例】

- ・ アイヌ文化を継承する者
- ・ 法制等に知見を有する者
- ・ 先住民政策に知見を有する者
- ・ DNA鑑定の専門家 等